

東松山市建設工事における「週休２日制モデル工事」試行要領

この要領は、本市が発注する建設工事（この要領に相当する別の定めが適用される工事を除く。）において、「週休２日制モデル工事」（以下「モデル工事」という。）を試行するために必要な事項を定めるものである。

１ 取組方式

モデル工事は、「モデル工事（現場閉所型）」又は「モデル工事（交替制）」のいずれかの方式による。

（１）モデル工事（現場閉所型）

対象期間において、４週８休以上の現場閉所に取り組む方式

ア 週休２日確保の方法

対象期間において、月単位で２８．５％以上の現場閉所率（２８日当たりの現場閉所日数の割合をいう。以下同じ。）とすること（月内における土曜日及び日曜日の割合がその月の日数の２８．５％に満たない場合に、月内における土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所を行うことを含む。）。

イ 対象期間

契約工期のうち、現場着手日（現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始する日をいう。以下同じ。）から現場完成日（現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了する日をいう。）までの期間を対象期間とする。

なお、対象期間内の日数の算出に当たっては、年末年始休暇として充てる日（最大６日間に限る。）、夏季休暇として充てる日（最大３日間に限る。）及び工場制作のみの期間、工事一時中止期間、発注者が設計図書で指定する期間等の現場作業がない期間に属する日は算入しない。

ウ 現場閉所

現場閉所は、現場事務所での事務作業も含めて作業を行わず、１日を通じて現場や現場事務所を閉所することにより実施する。

エ 現場閉所日

現場閉所日は、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を設定することや、祝日を充てることもできる。また、現場閉所日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所及び巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合については、現場閉所日数に含めるものとし、現場閉所が確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め、監督員に報告するものとする。

オ 現場閉所率の算出方法 以下の算出式による。

現場閉所率 = 対象期間内の現場閉所日数 ÷ 対象期間の日数

(2) モデル工事（交替制）

対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら4週8休以上の休日確保に取り組む方式

ア 週休2日確保の方法

対象期間において、月単位で平均休日率（全対象者の休日率（対象者ごとの対象期間における休日の割合をいう。以下同じ。）の平均をいう。以下同じ。）を、4週8休を目安として28.5%以上とすること。

イ 休日

対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む。）を行うことのない状態が24時間続いたものを休日とみなす。なお、降雨、降雪等の理由により予定せず24時間続けて現場作業を行わなかった場合についても、休日を含めるものとする。

ウ 対象者

当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分に限る。）の全ての技術者、技能労働者及び現場代理人を対象者とする。ただし、連続する従事期間が1週間未満の者は除くものとする。

エ 対象期間

契約工期のうち、各対象者の従事期間を対象期間とし、元請けにあつては現場着手日から現場完成日までの期間、下請けにあつては施工体制台帳上の工期を基本とする。

なお、対象期間内の日数の算出に当たっては、年末年始休暇として充てる日（最大6日間に限る。）、夏季休暇として充てる日（最大3日間に限る。）及び工場制作のみの期間、工事一時中止期間、発注者が設計図書で指定する期間等の現場作業がない期間に属する日は算入しない。

オ 休日率の算出方法 以下の算出式による。

休日率 = 対象期間内の休日日数 ÷ 対象期間の日数

カ 平均休日率

平均休日率 = 対象者の休日率の合計 ÷ 対象者数

2 対象とする工事

原則として、全ての工事をモデル工事の対象とする。

ただし、モデル工事（現場閉所型）及びモデル工事（交替制）のいずれも困難な工事は、例外的にモデル工事としないことも可能とする。

<対象外工事の例>

- ・緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）
- ・対象期間が1週間未満の工事

3 発注方式

(1) 取組み方式の選択

取組み方式は、モデル工事（現場閉所型）の採用を原則とするが、現場閉所が困難な工事については、モデル工事（交替制）とすることができる。

なお、モデル工事（交替制）として発注した場合であっても、受注者がモデル工事（現場閉所型）を希望した場合は、現場着手前の協議により、モデル工事（現場閉所型）に変更ができるものとする。この場合において、4(2)アの補正に関する変更契約については、現場施工完了後に達成状況により必要な場合に行う。

(2) 発注図書等への明示

モデル工事の発注に当たっては、別記の例により入札公告及び特記仕様書に取組み方を明示するものとする。

4 設計の取扱い

(1) 工期の設定について

契約工期の設定に当たっては、通常算入する準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間に加え、週休2日の実施に係る受発注者の事務処理期間として、14日を上乗せするものとする。

(2) 経費の補正

モデル工事の設計に当たっては、次に掲げる方法により補正を行う。

ア モデル工事（現場閉所型）

次の左欄に掲げる経費に、それぞれ右欄の補正係数を乗じた補正を行うものとする。

経 費	補正係数
労務費	1.04
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費率	1.03
現場管理費率	1.05

※ 市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上については、補正係数を乗じた単価を使用すること。

イ モデル工事（交替制）

次の左欄に掲げる経費に、それぞれ右欄の補正係数を乗じた補正を行うものとする。

経 費	補正係数
-----	------

労務費	1. 0 4
現場管理費率	1. 0 3

※ 市場単価方式及び土木工事標準単価による週休２日の取得に要する費用の計上については、補正係数を乗じた単価を使用すること。

5 試行状況の管理

モデル工事の試行に関しては、次の要領で試行状況の管理を行う。

(1) 現場着手前

受注者は、週休２日を前提とする施工計画書及び工事工程表を提出する。

(2) 対象期間中

ア モデル工事（現場閉所型）

(ア) 受注者は、現場閉所を行う場合は、書面、電子メール等の現場完成後に確認が可能な方法により、現場閉所日前に監督員へ連絡するものとする。ただし、現場閉所日が施工計画書に記載した法定休日・所定休日である場合はこの限りでない。

(イ) 受注者は、現場閉所実績報告書（様式１）を工事に並行して適宜作成し、週休２日の確保状況の管理に努める。

(ウ) 受注者は、週休２日の確保について、下請負人を指導する。

イ モデル工事（交替制）

(ア) 受注者は、休日確保状況チェックリスト（様式２）を工事に並行して適宜作成し、週休２日の確保状況の管理に努める。

(イ) 受注者は、毎月末に当月分の休日確保状況チェックリストを監督員に提出するとともに、作業日報、出勤簿等を提示し、休日の確保状況について監督員の確認を受ける。

(ウ) 受注者は、週休２日の確保について、下請負人を指導する。

(3) 現場完成後

受注者は、現場完成日から３日以内（現場完成日が工期終期に近く、設計変更等が必要となった場合に手続に必要な期間を取れないおそれがある場合は、対象期間内で受発注者協議により決定した日）に、モデル工事（現場閉所型）の場合にあっては現場閉所実績報告書、モデル工事（交替制）にあっては最終月の休日確保状況チェックリスト及び休日確保実績報告書（様式３）を提出するとともに、工事日報や出勤簿等を提示し、現場閉所率又は平均休日率の達成状況について発注者の確認を受ける。

6 達成状況による変更契約

受発注者は、月単位の週休２日の確保を達成できなかったときは、その状況に応じ、

週休２日に係る経費について、必要となる精算のための変更契約を行う。

このための変更設計は、次の要領で行う。

(1) 通期の週休２日の確保を達成した場合

採用したモデル工事の取組方式に応じ、４(2)アの表及びイの表の補正係数を、それぞれ次の表に掲げる経費の補正係数に入れ替えて行う。

経 費	現場閉所型の補正係数	交替制の補正係数
労務費	１．０２	１．０２
機械経費（賃料）	１．０２	—
共通仮設費率	１．０２	—
現場管理費率	１．０３	１．０１

(2) 通期において週休２日の確保を達成できなかった場合 ４(2)による補正を削除する。

7 その他

(1) 工事現場における周知

受注者は、対象期間中においては、モデル工事であることをＰＲするための掲示を行う。

(2) 発注者の責務

監督員は現場閉所日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等の申出があったときはクイックレスポンスに努めるものとする。

(3) 工事成績評価における取扱い

モデル工事について、週休２日の確保を達成したこと又は達成できなかったことによっては、工事成績評価の加点又は減点を行わないものとする。

8 補則

各発注課所は、所管する工事の特性等を勘案し、本要領とは別に週休２日の確保のための要領等を定めることができる。

別記

(入札公告及び特記仕様書への「週休２日制モデル工事」である旨の明示)

<入札公告>

本工事は、東松山市建設工事における「週休２日制モデル工事」試行要領による週休２日制モデル工事（※）の試行対象工事である。

※ 採用した方式に応じ、「現場閉所型」又は「交替制」と記入する。

<特記仕様書>

1 週休２日制モデル工事

- (1) 本工事は、週休２日制モデル工事（※）の試行対象工事である。施行の実施は、東松山市建設工事における「週休２日制モデル工事」試行要領によるものとする。試行要領は、東松山市ホームページを確認すること。

※ 採用した方式に応じ、「現場閉所型」又は「交替制」と記入する。